

平成 31 年 1 月 15 日

第 3 次産業活動指数の公表について

1 月 11 日(金曜日)、厚生労働省から、毎月勤労統計の平成 24 年以降のデータについて再集計するとの公表がありました。

第 3 次産業活動指数では、個別系列の算出に当たって毎月勤労統計のデータを使用しているところですが、平成 30 年 11 月分については、1 月 15 日時点での同統計の公表データを活用し、当初の予定どおり 1 月 16 日(水曜日)13 時 30 分に公表いたします。

1 月 11 日(金曜日)、厚生労働省から、毎月勤労統計の平成 24 年以降のデータについて再集計するとの公表がありました。

第 3 次産業活動指数では、個別系列の算出に当たって以下のとおり毎月勤労統計のデータを使用しているところですが、平成 30 年 11 月分については、1 月 15 日時点での同統計の公表データを活用し、当初の予定どおり 1 月 16 日(水曜日)13 時 30 分に公表いたします。

今後、厚生労働省において、第 3 次産業活動指数で使用しているデータが訂正される場合は、該当する期間の指数値を可能な範囲で再計算し、必要に応じて過去分を修正の上、公表することといたします。

<毎月勤労統計のデータを使用して算出している系列>

- ・学術・開発研究機関:毎月勤労統計の同業種の常用雇用指数及び総実労働時間指数
- ・公認会計士事務所、税理士事務所:毎月勤労統計の専門サービス業の総実労働時間指数
- ・廃棄物処理業:毎月勤労統計の同業種の常用雇用指数と総実労働時間指数

なお、既に 1 月 11 日(金曜日)に厚生労働省から再集計値が公表された「きまって支給する給与」を使用している系列はありません。

(本発表資料のお問合せ先)

大臣官房調査統計グループ経済解析室長 桃井

担当者: 加藤、野沢

電話:03-3501-1511(内線 2851~4)

03-3501-1644(直通)